

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(整理番号 -)

処 分 名	特例承継計画の報告の確認	
根拠法令および条項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 20 条第 1 項または第 2 項	
所管部課グループ名	創業・経営課小規模企業グループ（電話 0776-20-0367（内線 2715））	
審 査 基 準	項 目	内 容
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 20 条第 1 項または第 2 項の規定に合致していること。 ・ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 20 条第 3 項に基づく報告書および書類の提出があること。 <p>（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 20 条第 4 項から第 7 項までの規定により読み替えて適用する場合および第 8 項から第 13 項までの規定により準用する場合を含む。）</p>
	設定年月日 平成 30 年 4 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）	
標準処理期間		1 月
設定年月日 平成 30 年 4 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）		